

社団法人おおさか人材雇用開発人権センターあり方検討委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（以下「C－S T E P」という。）あり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 C－S T E Pを取り巻く社会経済環境や財政状況等の変化を踏まえ、今後の組織や事業のあり方等について検討を行う。

(構成)

第3条 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから理事長が委嘱する。

なお、必要に応じ構成員以外の者を会議に参加させ意見を聴取することができる。

(1)C－S T E P 理事

- ① 行政関係
- ② 関連機関等

(2)学識経験者等

2 検討委員会の構成員は、別表のとおりとする。

(役員)

第4条 検討委員会には委員長を置き、委員の互選により選任する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 会議の議長は、委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、必要と認めたときに作業部会を設置することができる。

(報告)

第6条 検討委員会は、検討状況を理事会に報告するものとする。

(費用弁償等)

第7条 第3条で出席を求められた者で、国及び地方公共団体の常勤職員以外の者に対しては、別に定めるところにより費用弁償を支給することができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、C－S T E P内に置く。

(付 則)

この要綱は、2008年7月24日から施行する。